

第三十八回国 参議院法務委員会會議録第二号

(三三)

昭和三十六年二月七日(火曜日)午前十一時十一分開会

委員の異動

十二月二十六日委員千葉信君辞任につき、その補欠として栗山良夫君を議長において指名した。
本日委員泉山三六君、大野木秀次郎君、後藤義隆君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として青田源太郎君、大谷養雄君、佐野廣君及び亀田得治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松村 秀逸君
理事 井川 伊平君
大川 光三君
高田なほ子君
大谷 養潤君

委員

木島 義夫君
野上 進君
野田 俊作君
大森 創造君
赤松 常子君

政府委員

法務政務次官 古川 丈吉君
法務省矯正局長 大沢 一郎君
最高裁判所長官代理者 澄君
総務局第一課長 長井 澄君
総務局主計課長 田宮 重男君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日の會議に付した案件

○連合審査会に関する件

○派遣委員の報告

○委員長(松村秀逸君) ただいまから委員會を開会いたします。
この際、委員の異動について御報告いたします。

十二月二十六日付、千葉信君辞任され、栗山良夫君選任。
本日付、江田三郎君、泉山三六君、大野木秀次郎君辞任され、亀田得治君、青田源太郎君、大谷養雄君選任。以上であります。

○委員長(松村秀逸君) 本日の委員長及び理事打合せにおいて申し合わせました事項について御報告申し上げます。

定例日は毎週火、木といたしましたし、火曜日は原則として必ず開くことにいたしました。以上申し合わせ通り決定することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) ではさよう決まりました。

○委員長(松村秀逸君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まず連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

本院規則第三十六條に基づき、本調査の一環として、治安に関する件について、地方行政委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないと認めます。

なお、審査会の開会日時等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、委員長は地方行政委員会と協議することとしたと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松村秀逸君) 速記を起こして。

○委員長(松村秀逸君) 次に、本調査事件について、先般當委員會が行ないました委員派遣について派遣委員からの報告を願います。

では高田君より御報告をお願いいたします。

○高田なほ子君 委員長及び大谷委員、先輩各位のお許しをいただきましたし、私から九州の現地調査について御報告いたします。

九州は松村委員長及び大谷理事と私が、奥村調査員を伴って、一月の十一日から八日間にあつて福岡、長崎、熊本及び大分の各地において少年犯罪対策問題外三項目について現地調査を行なつて参りました。九州は、

ちやうど十年來の寒さで、なかなか寒風が連日吹きすさんで参りました。

現地の各関係当局は、私どもの視察に対して、あつた限りの協力と、非常な努力をもつて万全を期された。私も現地各方面のこの特段の誠意というものに對して、報告に先だつて衷心から感謝の意を表したいと思つてあります。

すなわち私どもの視察は、少年犯罪対策、めいてい犯罪の取り締まり対策、充實関係事犯取り締まり対策の諸問題並びに法廷等の秩序維持に関する法律の運用状況について、一月の十二日福岡高等裁判所、十三日長崎地方裁判所、十六日熊本家庭裁判所、十七日大分家庭裁判所、それぞれの場所で行なひ、また福岡、長崎、及び大分の各県とも法廷等の秩序維持の問題を除く三項目について調査懇談を行ないました。

さらに法務関係諸施設の視察として、一月の十二日に福岡地方裁判所、福岡婦人補導院、十四日長崎刑務所、十六日大分少年院、そして十七日に大分地方裁判所と大分婦人相談所を見たのであります。

以下、調査項目の順に御報告を申し上げます。

第一に、少年犯罪対策に関する事項にわたりたいと思つて。

その一は、別段地方的な特色というものはありませんが、九州地方でも顕著なのは、最近少年粗暴犯の増加、殺人事件の多いこと、性犯の増加、犯罪の悪質化、グループ化が次いで目

立つて参ります。強姦事件なんか少く輪姦事件の頻発、十六歳未満の年少少年の集團化と常習化が目立ち、長崎、熊本、各地では学生と暴力団組織との関連が問題となつており、大分県の伝

えるところによれば、昭和三十年と比較して昨年は粗暴犯が二倍、凶悪犯が三倍、特に強姦事件が二倍に達し、夏季に全犯罪の三割以上が発生するといふことでもあります。また、矯正施設の犯罪少年の精神診断の結果は、準正常が多く、非行別では窃盗、殺人の順に多く、学歴は全國平均より下回ることでもあります。概して財産犯は北九州、南九州に多く、粗暴犯は西九州、中九州に多いとされ、久留米の強姦は筑後農村的風習を暗示し、飯塚の傷害は、炭鉱質を現わし、福岡、筑豊地区の銃砲刀剣類不法所持は不良集團の多いことを物語つてあります。凶悪粗暴化しつつある少年犯罪に對処するため、各県並びに警察は、少年非行防止に多大の努力を払つて参りますが、特に長崎県の児童保護育成条例の制定、

「育児カレンダー」の作成配布や大分県警察における早期発見対策としてのマボリスの採用、街頭補導の強化策は、いずれも相当な効果を上げておると感じました。

ここでマボリスを注釈したいと思つていますが、いわゆる婦人警官の一つの種類ではないかと思つて、お母さんとしての補導――まだほんのテスト期間であります。だから根本的にこのマボリスをどういうふう強化するかという点については、テスト中であ

るけれども、母親としての愛情で非行少年に対して補導の任に当たるといふこの実績は、見のがすことができないといふような説明があり、私どもは特にマボリスのおいでをいただいて、いろいろマボリスから御経験を聞くことができた。できるならばこのマボリスの問題については、国において相当研究されるべき問題ではないか、こういうことを感じたわけであり

その二は、少年犯罪の増加に対して少年法、少年院法の運用上いかに改善すべきか。

まず検察庁側から組織、法手続面からの要望として、少年法適用年令の引き下げ、十八才以上の少年事件に対する検察官の先議権を認めること、最大限譲歩しても、裁判所の決定に対する検察官の不服申し立ての道を開くことをあげられたことは従来通りであり、他に検察事務官を主体とした青少年調査保護室の設置、少年事件裁判の一元化等の意見がありました。が、何と云つても現在各地方検察庁における少年係検察官が一名、事務官一、二名という貧弱さであるので、検察庁内部の少年検察陣容の強化が第一に強調され、特に検察事務官の増員が要求されたのはもつともであり、検察官に事件を移送する場合、家庭裁判所の調査記録を活用させる方途を講じられたいという意見、要望も、これらの事情を物語るものであります。

各家庭裁判所からは、最近の年少少年犯罪の著しい増加、特に十四才未満の少年犯罪に対処するため、強制力ある国立の教護院の新設が強く叫ばれており、一般に低年齢層の非行対策が緊急とされ、初等少年院、女子少年院の増設が要望されました。

ここで一言つけ加えなければならぬことは、十四才未満の不良の増加について、どうもこの不良化を発見する具体的な方法がない。こういう子供が

新聞報道によらなければ、なかなか発見が困難である。この発見には一体どういうふうな方途を設けたらいいのか。中には、せつかく保護しようと思つて連れて来た者も、五十回も逃げ回つて親のもとにも帰らない、どうしようもできないという者もある。どうしてもこれは国立の強制的な収容施設が何らかの形で考案されなければならぬ。このことが強調されたことをここに付け加えて補説をしておきます。

特異なものに、大分家庭裁判所の保護司の若返り、つまり保護司が大へん年とつてしまつて、十分にお働きいただくことができない、もう少し若返らせたらどうか、レフエリー制度の創設、少年鑑別所の所屬がえ等の意見があります。一面また、家庭裁判所は、内部の充実には特に意を用いていることがうかがわれ、裁判所職員に対する専門的教育の必要を説き、裁判官は一年以上刑事裁判の合議部の実務を経た老練判事であることが肝要である。とされ、特に保護処分実施機関視察のための費用の対策を迫られたわけであり、つまり旅費がないというわけであり、家庭裁判所でせつかく判決を下したその少年の行く先、その少年が現にどうなっているか、こういうことについて少年院に聞きたいけれども、なかなか旅費が渡らないために、裁判

官としての任務が十分に果たせない、こういうようなお話が伺われました。また、少年院内の分類処遇に關し、矯正管区熊本地方裁判所から適切な意見の開陳がありました。

次に、大分少年院の場合、同少年院は九州に唯一の特別少年院で、各地から少年を収容しており、矯正教育の容易でないことは察せられ、院長の教育に対する人並みならぬ情熱のほどはわかるわけでございます。特に、私は昨年非公式に大分の特別少年院を訪れましたが、当時院長は非常に熱烈な情熱をもつてこの困難な事業に当たられておられることに非常に私は感動を受けましたが、こゝし公式に伺ひまして、少年院の院長のこの情熱というものにさらに触れました。しかも所長が健康な感じを受けたことは、私は注目すべき問題だと思ふ。しかしこれは具体的にお尋ねをしているわけではありません。収容教育に不適な者の送致される事例が断たないで、少年院収容不適格者の排除への懸命の努力となつておることがうかがわれました。これを中心に、執行停止制度、収容の継続、収容または仮釈放中の傷害事件の検察官送致、院長の抗告、再審申立権の確立、退院者に対する保護対策など、改善すべき点が多々あげられました。そして同少年院の現在最大の要望は、職員の数、精神疲労の回復措置の問題であります。コーネル医学指数(C・M・I)の科学的な調査により、精神科に入院をしている患者あるは、はるかに同少年院の職員の数より、労働が科学的に立証されている点は、

これは注目すべき問題だ。特に、今、所長の問題に触れましたが、院内を視察しているうちに、謹慎室を監督しておられるこの少年院の一人の職員は、非常な疲労の度を示しておりました。私は、朝から晩までほとんど休みなくこの困難な事業のために立ち向かつて、頑強な体質を持ちながら、かくまでも疲労の度に見える職員の風貌というものを対して、涙なきを得なかつたといふことを、あえてここに強調しなければならぬ。この点、一つこの報告に基づいて、適切な対策が早急に打たれることを、私は特にここにお願いを申し上げたいのであります。

その三は、しかし、結局裁判所、検察庁、弁護士会並びに各警察のひとしく改善を要する点としてあげたものは、少年院等矯正施設、職業補導面の充実であり、これら施設の待遇改善であり、さらに保護観察制度の強化であります。そして少年事件の關係諸機関の有機な連係が最も望まれる点であります。

第二に、めいいて犯罪取り締まり対策に關する事項。

一、九州は、申し上げにくい報告であります。一般に酒飲み地方だと言われておるようであります。「酒は飲め飲め飲めならば」の黒田節の影響、めいいて犯罪はきわめて密接な關係にあり、暴行、傷害等粗暴犯に次ぎ、殺人、強姦、放火等凶悪犯が非常に多く、例を大分県にとれば、昭和三十一年から三十四年までの同県の刑法犯原因調べで、めいいて犯罪が九・一%、このうち暴行、傷害は検挙被疑者中二

六・五%であり、年平均六百十六名のめいいて被疑者中粗暴犯被疑者は実に五百十九名、八四・四%に及ぶ状況であります。酒による集團暴力など、飲酒による危害等の社会に及ぼす影響は大きく、その追放運動も痛感されておりますが、対策として暴行傷害罪の罰金額の引き上げ、現行最高二万五千元に引き上げ、これを大分五万円から十万円ぐらいに引き上げたらどうかと、具体的な数字を示されておりました。酔っぱらい連犯者処罰には特別立法が必要であること、さらに輕犯罪法の改正、未成年者の飲酒取り締まりの法の整備等が要望意見として出されました。警察の保護室の整備は完全でないのが現状のようであります。

二、めいいて時犯罪の刑事責任については、現在もつぱら裁判官の事実認定にゆだねられており、飲酒の上での犯行で覚えないとの弁解主張も、多くの裁判例で否認されておりますが、病的めいいてを除く普通めいいて犯罪につき刑事責任を認める立法措置の必要性が説かれ、昭和三十三年の改正刑法準備草案十六條、百十五條は、司法關係者の一致して支持するところでございました。

第三、売春関係事犯取り締まり対策に關する事項。

一、売春防止法施行後三周年を迎えた今日、当時、法施行により一斉に転業したはずの売春婦は、その後漸次復帰し、潜在売春婦としてその数も増加しているのは事実であります。が、実態は把握できず、取り締まりも困難を來たしている実情で、現在、長崎、佐世保、別府の各市では相当数の街娼が存

在し、観光地別府をかかえた大分県の潜在売春婦は千八百名を数えるのではないかと推定をされております。各地で聞く傾向として、最近、法五条違反者の中には未婚婦女が転落をしているということが目立っておりますが、このことは重視すべき問題であると思われまゝ。これら潜在売春婦は、ほかにヒモ、客引き、輪タク屋と提携し、または協力させ、勧誘も巧妙化し、売春婦自体が屋台、飲食店、バー等の内部にあつて勧誘し、あらかじめ連携のある特定三流旅館を利用するという形が多いのであります。また、昨年十一月山鹿市の事例では、バー、飲食店等の住み込み女中を市内の旅館等に派遣し売春せしめていたことが明らかになつております。観光地別府の場合、旅館八百軒、犯罪では飲酒と性犯罪が半々に発生し、売春には多く特定旅館とバーとの連携があり、客引きの猛烈なことも周知の通りで、旅館等経営者が多く市の公的関係者であることなど、取り締まりの困難な点は多く伏在しているというところを、私はここであえて強調して御報告申し上げたいと思ひます。

二、売春婦のいわゆるヒモの取り締まり処罰規定の新設が各地の一致した強い要望でありましたが、考えるに、同じヒモの処罰の必要性といつても、婦人更生保護の観点からのものと、最近における新たな転落女性のこと、また売春婦はヒモや業者からの被害者でなく、現在は共同経営者となつていて現状から、問題点の多くは売春婦自体に内在するといふ観点からのものがあり、後者は多く警察、検察庁の見方であつて、法五条違反者は、ともかく業者等と共同者と目される売春婦の単独売春は罰すべきであり、原則として、定職もなく、主として売春のみによつて生計を維持していると認められる売春婦は、街頭客引きであつてもなくとも一律に処罰し、あとは保護施設の職業補導の徹底に期待するといふものであります。従つて、各県の警察側からは、公然売春を連想させる客待ち行為は罰すべきであり、旅館業者の警察官に対する宿泊人名簿の提示義務、売春の温床とも見られる簡易旅館の規制、立ち入り権を認められたいと要望され、検察庁からは、売春婦自体の屋内勧誘の処罰規定の新設、特に勧誘、周旋関係事犯の法定刑の引き上げ、周旋関係事犯にも補導処分之余地を与えることなどが改正を要すべき点としてあげられたのであります。他方、裁判所側は、一致して判決前の調査制度の早急実現を要望しており、一般に婦人更生保護施設の強化が根本であるとの見方は変わりませんが、改善すべき点として、婦人の補導期間を一年以上二年以内まで延長すべきであり、職業補導をむしろ主とすべきであるという点があげられ、全部の一致した意見でありました。

婦人補導院では、精神病、身体障害者、精神薄弱者など補導不適格者が送致される事例には困つており、収容取次し決定申請権を認められんことを欲し、退院後の更生保護面対策を講ずべきであるとして主張し、各関係機関相互の有機連携のさらに重要であることを感じた次第であります。特に婦人補導院は、収容する者に対する判定基準を何らかの形で設ける必要があるのではないかと、いわゆる収容に対する判定基準についてどういふような方法をとつていったらいいかといふようなことを、きわめて熱心に議論されたことをここに強調したいと思ひます。

三、今日売春防止法運用上最大の問題点とすべきことは、売春関係事犯の取り締まりの点であり、この点は立法の本旨とも関連するのであります。現状維持か、または徹底した取り締まりの実をあげ、売春自体の禁止的態度に踏み出すかの決定に迫られているものと考へます。これは現地の取り締まり当局の偽らぬ心境であり、ゆるがせにできない点であることを私どもは痛感したのであります。

第四に、法廷等の秩序維持に關する法律の運用状況でございますが、従来まで同法を適用した事例は、宇佐簡易裁判所の窃盗、食糧管理法違反事件（昭和二十七年十月三日過料一万円決定）と、福岡簡易裁判所の道路交通取締令違反被告事件（昭和三十一年十月二十七日監置五日決定）の二件だけであります。昭和三十一年四月から八月にかけての福岡地方裁判所大牟田支部におけるいわゆる三井三池事件の約百件に上る勾留理由開示手続にもよく法廷の秩序は維持され、裁判の威信が害されなかつたことは、喜びにたえないところであります。しかし、法廷の秩序は警備員など人的要素、建物など物的要素、これらのものと関係する面が多々あるのではないかと、今後これらの面にも充実が必要ではないかといふことを、私どもは非常に痛感をしてきたわけであります。ただ、一言つけ加へなければならぬことは、法廷の秩序維持に關する法の運用については、乱用にわたる危険があつてはならないといふことを、少壮弁護士の方から強い意見として出されたことは、注目すべき問題であるといふことは痛感したわけであり、

以上をもつて概略報告を終わります。詳細な調査室の資料等は、奥村調査員がかくのごとくつづばに整理をして、註釈を加えて、いつでもごらんいただけるように、誠意をもつて整備をしておきましたので、奥村調査員の御労苦をどうか一つ政治の面に大いに活用をしていただきたいといふことをつけ加へまして、ここに一応の派遣報告を終わらしていただきますと思ひます。

○委員長（松村秀逸君） ただいまの御報告について、御質疑はございませんか。

○高田なほ子君 きよは、この派遣報告を申し上げるにつれて、特に関係当局の御出席を実は御要望申し上げたわけですが、委員の派遣は、当然国会の大きな仕事として私も重要視してゐるわけですが、この報告は、また、政府当局が同時に聞いていたで、われわれの報告を實際耳で聞いていたで、いろいろ現場の点についてお尋ねをしながら、お互いにこの欠陥を是正する、こういう役に立たしていただきたいと思ひまして、実はきよはおいでを願つたわけでありました。当局からは、私の質問が唐突でありますから、詳細なる御答弁を私は要求するわけでは決してありません。しかし、こういう問題点について現地の皆さん方が、私どもが視察に参りましたら、いろいろいやはり注目しておられるだらうと思ひますので、二、三の点について、まず裁判所の方から何わしていただきたいと思つております。

その第一は、福岡地方裁判所の施設の問題であります。これは、当初あまり私どもの視察の予定には入つていなかったやうなものですけれども、私どもお見せいただいたわけですから、お見せいただいた驚きでしたことは、九州の大玄閣である福岡の裁判所の建物が、なるほど外見は大名屋敷のような堂々たるものでございまして、一たび中に入つてみますと、まことに粗末以上のお粗末である。これはお話のほかであります。これは同行の先生方からもあつていろいろ御指摘があらうかと思ひますけれども、例をあげれば、裁判所の資料といふものは私は大切なものだと思つてゐますけれども、もう建物がどういふ工合に、床がゆがんでしまつて、資料室のつららが六センチぐらい合はなくなつてゐるのです。かきも何もかかったものではない。そこで、麻ひもでぐるぐるしてはつておりましたが、これではどうも工合が悪いと思ひます。

法廷の威厳の問題について触れなければならぬが、どうも裁判官が幾ら一生懸命おやりになつても、法廷の威厳は、あれでは保たれないのではないかと、ことに即決裁判をする場所などについては、私どもは、これは法の威厳のために、私どもは、これを節約しないといふことを痛感しました。私どもは、この建設計画等については、わざと当局の方に質問することを避けました。裁判所といふところはさういふところで、あそこ裁判所がああ言つた、こゝ言つたなどということになる

と、言つた人がとんでもないとはつちを食うというやうな場合もあると私考えて、わざと質問いたしませんでしたが、一体、この建設計画はどういうふうになっているのか、これを一つ伺いたい。

それから第二点は、福岡裁判所で触れた問題ですが、三井三池争議についての係争事件が非常に福岡の地裁に多いようでありま。直接今度の視察とは関係ない問題ですけれども、事件が非常に急増しているというところ、こういう場合は、やはり特別裁判官の配置措置というものは、私は必要なのじゃないか、こういう三井三池のやうな争議という事件があつてはいけない、事たまたまこういう問題にぶつかった裁判所こそいつらの皮だと思ふ。裁判官はむきになつてやるけれども、裁判官は足りない。私はこの点は派遣された者として非常に責任を痛感しました。法律によれば、最高裁判官が予算の請求権を持つてゐる、その請求権には限定があつて、緊急不可欠の場合にはこの二重予算の請求権があるのだと私は承知しております。こういうやうな問題について、事件の処理ができないといふやうな、しかも選挙違反も山ほどあげられていて、選挙違反もこれにプラスされてゐる。こういうやうな不可欠な緊急事態に対する予算請求権といふものは、行使されていいのではないかと私は感じを持っています。これは長井課長にこういう政治的な問題をお尋ねするのは無理ですから、私の意見として心得ていただければいいと思います。

次に、家庭裁判所の所員の増員というのは大へんこれはまずいんじゃない

かという点を実は申し上げたいのです。一般に裁判官といふのはずいぶん増員しないのですけれども、特に家庭裁判所でひどいと思ひましたことは、八年間に一人も増員にならないやうです。ね、家庭裁判所の定員というものは、これは長崎県だと思ひますが、八年間に一人も増員がない。しかも最近二年間に十名減らしてゐるというところ。そして事件は非常にふえてゐる。それがあげられてゐる。これは一つ早急になさるべきやうなことが行なわれるのか、できれば今度の配置で、こういうきつめて不合理な点を是正するやうに一つしていただきたい、こういうふうな考えさせられたわけでありま。中津川支部で調査したところでは、一審強化の問題が非常に裁判所内部で強くあげられておつたのですけれども、判事の欠員があり、簡易裁判所判事の病欠があり、辞令面では判事兼簡易裁判所判事といふことになつてゐるけれども、どうも人員の配置といふものが少ないといふやうなことが、私の調査であげられましたけれども、何とかこれは一つ早急に、裁判所として策を設けていただきたい。これを大へん痛感させられたわけなんです。

さらに、私は今度視察をいたしましたし、裁判官といふものに対する認識を新たにしたいといふことを一つ報告したいと思ひます。それは長崎の地方裁判所の所長の森加さん、特にこれはいいことは名前をあげさせていただきたいと思ひます。別にこの人に嫉妬されたからといふことでなく、公平に。裁判官はやはり人柄だといふことを感じました。これはいつも言ふことでありま

すが、裁判の上に非常に大切なことは、やはり裁判官の人柄である。その人柄といふものは、やはり裁判官の幅広い人格の育成といふことに御努力をされてゐるという点は、当局としてもやはり買わなければならぬし、そういう時間的な余裕を裁判官に与えてあげなければならぬといふ、いわゆる余暇の利用といふものを裁判官にどうするかといふことがきつめて重要な問題でありま。これを具体的に言ふと、森加さんは非常にお忙しい裁判の合間に筆をふるわれまして、すばらしいくろりとほだしの絵をかかれ、あの裁判所の至るところに所長の心魂込められた美しい絵がかけてゐる。あのこと一つでも裁判所内の空気がいふものは、私は感動されてゐるやうに思ひました。そしていふく、私は絵をかくことによつて裁判哲学を学んだ、白紙の画面に一筆々々たんに筆をおろして、ただ一筆の間違ひがあつてもこの絵は完成しない、ただ一筆の抜けがあつても絵が完成しない。裁判も、ただ一筆のあやまちがあつても裁判は完全ではない、こういう裁判官としての裁判哲学を私は絵をやることによつて学びましたといふことをおつしやられて、非常に感動を受けました。お忙しい中にこのような研さんを積まれ、裁判官御自身の人格育成のために御努力をされてゐる。この姿に、私は裁判官といふものをあらためて見直されたやうな気がいたしました。

また、大分県の家庭裁判所の、お名前は忘れちゃったけれども、裁判所で私も御意見を聞いてゐるやうな質問いたしました。一人の判事さんは、私も視察のあとと一緒になつてついでに

られ、それで県庁で、非行少年の対策がどういふふうにある中で行なわれてゐるかといふことを傍聴したいといふことで、ノートを持って全部傍聴に來られてメモをされておりました。大ていはその場でさうならぬといふのが普通ですけれども、私どもの行く許される限界まで、ノートを持たせて随行せられて、一々これにメモせられて、私どもの不審の点について逐一解明せられた、いわゆる少年係の検事の崇高な職務観念といふものに打たれざるを得なかつた。このような優秀な人が地方の裁判所の中におられることに對して、私は大へん感動をさせられました。これは別に報告についての質問でも何でもございませぬけれども、あらためて裁判官のあり方といふものについて、いろいろ現地の忙しい裁判官の皆様方から教えられ、あらためて法務委員の一員として、えりを正さなければならぬといふことを実は痛感させられたわけなんです。

以上、裁判所に対する質問は、意見と同じやうなことになると思いますが、次に矯正局の方に少しお聞きしたい。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君)

年頭の寒い折に、各地を御視察いただきまして、貴重な傾聴すべき御意見をお聞かせいただきましたことを感謝いたします。

福岡地裁の建設計画につきましまして、後に主管の主計課長から御説明申し上げることにいたします。

三井三池事件関係の裁判官の定員の増加の問題でございすけれども、幸いにしまして昭和三十六年度予算案におきまして、二十八名の増員が認められましたので、国会の御審議に

よりまして成立いたしました際は、この事件の量、比重を考へまして、遺憾なき増員の措置をとりたいと、目下検討中でございます。

なお、事件処理におきまして、もし疎漏があるやうな場合には、主務代行の制度なども活用することができまので、いましばらく推移を御観察いただきたいと思ひます。

何分にも裁判官には、給源がたゞいま非常に限られておまして、増員のみによつてすぐ解決するといふ事情にございませぬために、人員の配置につきましては、なかなか実情に合つた配置を機動的に行なうといふことは、身分保障、あるいは家庭の事情等も関係いたしますので、困難なところではございまして、ただいま執務の実態調査もいたしておりますので、その結果が出ましたら、適正な配置ができるものと私も期待してゐるところでございます。

なお、三井三池関係の事件につきましては、裁判所としても対策を講じたと思つておりますけれども、何分にも弁護士さんが東京から出向かれて弁護される、訴訟の代理をされるというやうな事件も相当数ございまして、事件の回転が、東京におけるやうに迅速には行きがたいといふやうな事情もございまして、この点も十分観察側代理人の方々と打ち合わせをされて、適正迅速な処理といふことに裁判所は努力をすることと思ひますけれども、事務当局としても、これにつきましてはできる限りの援助をしていきたい、かように考えております。

とかできないかという、これは意見です。これ、あとでまたその次寅岡を締めますから、調べておいて下さい。

それからこういう問題が上がつておるんですけれども、たまたま長崎県に参りましたときに、偶然かどうか知り

ませんよ。しかし長崎県の検事の方々に對して、私は、子供の教育をどうやってゐるかというのを聞いた。たまたま今度諫早の管区の副検事の小林さんのむすこさんがあひう大それたことをされた。故意か偶然か私はわかりませんが、一体皆さん子供の教育については検事さんどういふような支障があるかと尋ねたんです。そうしたら、私ども検察官というものは、一年に一ぺんぐるぐる東から南に吹く飛

はされておる。所が、またず、時きくら、またず、吹つ飛ばされてしまふ。そこで私どもの方の検事の方の若い方々は、半分くらいが別居生活をしているといふことを述べておられる。重大問題です。子供の教育ができないから、やはり別居しなればならない。何のためにそんな

なにごるぐる動かすのかと私突つ込みました。これはやはり定員が足りないから、事件数の多い所に人を回す。そうすると自然にぐるぐる回るようになつてくると言っている。これは旅費の不経済、人間の不経済、これは子世の教育等については、これはゆゆしい問題だらうと思う。これは何とかないものか。ここに次官もお見えじゃないものでありますから、これは少し考えて下さい。このことは、同じように募

判官にも質問したので。裁判官もやはり二年くらいでぼんぼん飛ばされてゐる。私の育つた家庭も裁判官で、二年に二、三くらい小学校を変わりまし

て、なじみができる、また次の学校に行く。どうしてうちの父親は、こんなにとんとこ、とんとこ動かされるのだらうと、子供ながらしみじみ裁判官の家庭というものを考えさせられた。今直っているかという、依然としてやはりその通りだという、これは何とかならないものか。裁判官も人の子です。検察官も人の子の親であります。そんなに父親がぐるぐる変わって別居しているようなことでは、とうてい子供を満足に教育できません。私は今度の小森事件についても非常に考えさせられるものが実はありました。もう少し落ちつかせることはできないだらうか。落ちつくとも何か弊害があるのかどうか。私はあらためてこの点を強くお聞かせ願うことを要望したい。

それから次にお尋ねしたいことは、少年係検事というのが一人いるという所はい方ですね。年間二千九百九十五件の事件に対して少年係検事が一名である。それに事務官が一人である。こういうことを私伺いました。二千九百九十五件の事件を一人の少年係の検事で何ができるのだらうと、私疑問を持ちました。それなのに、先議権が必要だということを強調されておるのです。この矛盾をつきました。そうしましたら、やはり少年係の検事というのには、定員を充当してから先議権の問題ということは考えられなければならないので、単に検察側の先議権ということだけを主張しているのでは、年間二千九百九十五件を一人の少年係検事で何をやるのか。私は、こういうことがまじい政府の態度だと思ふ。これは何とかならないものか。これは九州

全般についての、私の皆さん方に対する質問です。こんなことは直さなければ、少年犯罪の防止対策なんというのでは言っちゃいけない、言えないと思うのです。これについての皆さんの御見解を私は求めます。

次に、少年審判の問題ですが、これは大分県の場合ですけれども、実刑率が、大体少年の裁判で七十一パーセントと述べておられますが、保護観察なしの執行猶予というのが一九パーセントですね。この保護観察のない執行猶予の一九パーセントは、全く野放しの状態に追い込まれておるが、これは制度上何とかならないものかというのを質問の途中に痛感させられたのです。これは数字をあげて私は説明を求めましたが、保護観察のない執行猶予なんというようなことであるから、山口事件、小森事件というものが跡を断たないのじゃないかという気がしました。この点について、どういふふうなお考えを持っておるか、これをぜひお伺いをしなればなりません。

特に兇害関係の婦人保護施設、これは大分県で痛感したことですけれども、赤ちゃんをおんぶして保護施設の中に入っておりまして、赤ちゃんの取り扱いというものは、当局としてどんなふうにやっておるか、いろいろ考えさせられる点が非常に多くございまして、どうか一つ、私の以上質問申し上げた点について、特に少年院の職員の問題に關して、早急に手を打たなければならぬ。刑務所における食糧の単価は、今回政府の方針の一環である生活保護の基準の値上りに伴って、少年院の食糧の単価がどういふ

うになつてゐるか、一つこれの増額の状況、そういう点について説明をしていただきたい。

以上です。

○政府委員(古川文吉君) 高田委員からいろいろとわれわれの注意すべき点を御指摘いただいた、まことにありがとうございます。ただいまお話のありました通りに、裁判の事件、検察の事件が非常に増加をいたしておりますので、検察官並びにまた事務官その他も非常に足りませんので、今回予算編成にあたりまして、裁判官の増員とともに検事の増員も十五名、今度の予算案では認められたわけでございます。ことに御指摘のような点、最近非行少年が非常に増加いたしましたので、それに關する裁判事件が非常に多いのでございまして、法務省といたしまして、本年は検事のほかに二百二十三名の増員を認めてもらいました。その主たるものは、保護観察官が百名、少年鑑別官その他少年に關する仕事に従事する者が主でございます。それ以外に、今回の予算におきましては、われわれといたしまして、今御指摘のような点が、法務行政につきましても非常に大きな問題点であるというのを考えまして、できるだけ予算の獲得とともに人員の増加に努力いたしましたわけでございます。今後ともそのような考え方を続けまして努力するつもりでございますが、さらに今、検事の異動の問題については、私はその点はまだ最近のことを詳しく知っておりませんので、一応どのような建前で検事の異動をいたしておりますか調査をいたしまして、後日この委員会に御報告申し上げ

たいと思います。その他詳しいことは矯正局長から答弁していただきます。

○政府委員(大沢一郎君) ただいま高田先生から、九州地方を御多用中御視察賜りまして、立法問題あるいは行政方面の問題につきまして、適切な御指示を拝聴いたしました。われわれといたしまして深く感謝申し上げますとともに、御趣旨に沿ひまして、さらに検討を進めていきたい、かように存じておる次第でございます。

ただいま御質問のございました刑務所におきまして医療の問題でございますが、御説にもございましたように、従来医療という点につきましては、昔のことは、ただ生かしておくだけかどうか私存じませんが、現在の矯正行政の面につきましては、医療も一つの矯正の重要な手段でございます。職のない者には、手に職を覚えさせ、また健康上働くことのできない者は、将来健康を回復して社会に復帰させる、これが矯正の大きな効果を上げる手段と考えております。医療、保健につきましては、数年来強くその行政を推進しているわけでございます。ただ、今お話のございました胃かいよう等の手術も、刑務所といたしまして、できるだけ、力の及ぶ範囲の手術をして、手術をいたして社会に出すわけでありまして、各刑務所にそれぞれいろいろな病人がおりまして、われわれといたしましては、八王子の医療刑務所でございますが、あるいは九州地区では城野の医療刑務所というふうな、特殊な医療専門の刑務所を置きまして、いろいろ、手術の非常に困難な、あるいはまた措置の非常に専門的な医師の診断を必要とする者をそれぞれ集めまし

て、そこで適切な治療あるいは手術というものを行なつてゐるわけでございます。しかし、それ以外の刑務所におきまして、それぞれ医師を配置いたしまして、手の及ぶ限りのことはいたしてゐるわけであります。なおまた緊急を要しまして、たとえば長崎で重要な手術が必要であるというふうな場合、長崎刑務所では不十分であるというふうな場合は、一時市内の民間なり、公立の病院に移しまして、そこで手術を行なうという方法もとつておるものであります。胃かいようの手術について長崎の刑務所で行なつたということは、その医師が、その施設で十分できるという確信のもとに行なつたことと思つてございまして、なおまた手術台の新設その他医療器具の拡充につきましては、それぞれ毎年各所配置しておるわけでございます。私まだ長崎の諫早刑務所を見ておりませんが、どのような状態になつておるか存じませんが、さうよく調査いたしまして、必要な施設は漸次整備、拡充していきたい、かように存じておる次第であります。それから、なおまた薬費あるいはまた手術に必要な輸血の代金等、それぞれ一応の予算は配賦してあるものであります。もしも諫早の刑務所でそれが足りないような場合は、管区で、ある程度の流用の予算を持つております。その点、医師としての手術を知らなかつた点もあつたのじゃないかと存じますので、その点、指導いたしまして、かような手落ちのないようにいたしていきたいと存ずる次第でございます。

なおまた、少年係検事とか、あるいは検事の転任の問題、これは私から申

し上げるのは適切ではないかと思ひますが、私は長い間検事をいたしております。北は北海道から南は九州まで御指摘のように転々いたしました。子供は小学校七回、戦時中でもございまして、小学校の六年の間に七回、中学校は五回、五つも変わっております。しかし検事として私が転任して参ります場合には、子供の教育ということにつきましては十分もろろ考えなきやならぬ問題でございしますが、その人の人生観によるものじゃないかと思ひます。私は私なりに、検事という仕事を持てば子供の生活もそれに順応さしていこうという方法で、幸い間違ひなく、運がよかつたのかも知りませんが、別に不自由なく子供の教育は終つたわけでもございしますが、また検察官は転任が二年ないし三年で行なわれるということは、これは検事の職務が、御承知のようにあくまでも公正でなければならぬ、かような意味で、いろいろな事情がわかつて参りますと、いわゆるその人の主観なり、ものの見方というものが、ある時期に現われてくる。そうすると、また一方の見方から見れば、それが一方に片寄つた、いわゆるへんばな検察というように見られるおそれもあるわけでありまして、やはり新しい人が新しい観点でその地方の事件を見ていくということも、検察の公正を保つという意味から必要ではないか、かように考えられるのであります。従ひまして必要な人は東京等では十年でも長くそのままおる人もありますし、また東北地方ですつと東北地方ばかりの方もございしますので、必ずしも一がいには申せませんが、やはりある程度の検事の転任ということは、さよ

うな意味合いから必要じゃないかと、かように考えておるわけでありまして。ただ、今非常にわれわれ困つておりますのは、現在高等学校等で転校ができません。これは従来われわれが子供を育てます場合は、中学校、高等学校におきまして、どこへ転任しましても教科書は同じでございまして、大して経済的な負担はなかつたのであります。今小学校は東京都内で変わりましたが、本が変わる。これはおやじとしましては転校が許されない。この点でわれわれのように転任を——さような職分の公正を担保するために転任は必要であるという職責の者につきまして、かような公立学校等の転校ということについて、文部省その他の教育行政の面でぜひお考え願ひたい。これはわれわれ上司にぜひ申し上げておるのであるが、役人だけがそういう特典を持つというこゝもこれまた問題であらう。大銀行、大会社それぞれ転任がある。さうな面で、教育の面につきまして非常に今は苦心が多かりと存するのであります。そのために高等学校以上の子弟を持つた方は、奥さんをもとへ残して、あるいは子供だけを友人に託するといふようなことをやつておるわけでありまして。この点、法務省だけでは解決がつかない問題でございまして、何とか御配慮をお願いいたしたいと思つておる次第であります。

なお、次の少年係の検事の問題であります。私、今資料を持ち合わせませんので、検事の一年当たりの担当件数といふものが今わかりませんが、検察庁全体といたしまして非常な負担がかかつておるわけでありまして、特にこれは刑事訴訟法が改正になりました際にも、もと御承知のように検事に警察から事件が送られて参ります場合は、いわゆる昔の検束といふか、あるいは勾留といふことで、約一カ月の間の警察の捜査を経ました事件が検察官に送られてきたわけでありまして。従ひまして、事件捜査も十分できてゐるし、またその間、警察に勾留中にいろいろ検事に相談がございまして、必要な証拠も集まつてゐる。従ひまして、検察庁に送られた後の検事の捜査期間は非常に短くて済んだわけでありまして。ところが刑事訴訟法が改正になりました、逮捕後四十八時間、直ちに検察官に送らなければならぬ。そこで検事が必要な場合は十日間の勾留、延長して二十日間、そして処分を決定して、公訴を提起するか、あるいは釈放するかといふふうな、非常に短くなつてしまつた。従ひまして、検事の手元に参ります際までの事件のこの方と申しますか、証拠の収集といふものが、非常に昔から比へまして、紙切れ一枚で検事のところに來るような状態でありまして、その間、検事が公訴を提起するかどうかを調べます場合に非常に捜査を必要とするわけでありまして。従ひまして、今まで以上に検事の捜査といふ面で大きな手が取られるわけでありまして。それからまた当事者訴訟主義がとられまして、検事がいわゆる原告官として立証責任を負わされてゐるのであります。いわゆる公判活動が拡充されたのであります。従来は一件記録が全部裁判官の手元にありまして、裁判官がそれを全部見てから被告を調べたのであります。ところが現在は、裁判官は起訴状一本主義で、起訴状だけ

を提起されまして、検事、弁護人それぞれの立証なり証拠調べによつて審理が進められてゐるわけでありまして。公判審理の間におきます検察官の活動分野は非常に広がつたわけでありまして。さうなうに刑事訴訟法の建前が変更されました際に、検事の増員の数が打たれなければならなかつたのでございしますが、当時事務次官がやはり一線におられまして、その点は当時アメリカの総司令官の命令でかようなことが行なわれた次第であります。これがなければできませんといふことが強く法務省側から要望があつたわけでありましたが、しかし当時いかんともなしにあらず、その現状の検察官のままで今の制度が押しつけられた状況でありまして、それが現在まで尾を引いておりました。その間ほとんど検事の増員はございせん。特に特殊なかような制度改革の際ですと大増員できるわけでありましたが、一応それでスタートいたしました関係上、特殊な状況のもとにおいて少年係検事をふやす、あるいは麻薬関係が非常に多いから麻薬関係の検事をふやすといふようなことで、少しづつふえては参りましたが、根本的な解決がはかられておりませんので、検事の負担といふものは、事件数は非常にふえてゐる、また事件数のみならず、その処理をいたします捜査と訴訟維持の両面におきます事務量が莫大な量に上つてゐるにもかかわらず、増員といふのが今までのような状況で、十分できないといふので、少年係検事の必要性も認めながら、各庁で一人しか専任に充てられないといふのが現状ではないかと思ひます。

なお本年度は、ちよつと今数字は忘れましたが、検事が十五名、検察事務官五十名の予算要求をいたしました。大蔵省の承認を見ましたので、目下御審議をお願いしてゐるわけでありまして。これでは十分ではございませんが、法務省といたしまして、ただいま政務次官の御説明にもございまして、よろに、保護観察官、保護観察所がきつめて弱体でございしますので、その方に百人の増員をしなければならぬ。また先ほどの御報告の中にもございまして、たよりに、少年院の教官といふものが宿直した翌日もまた日勤の勤務につかなければならぬといふような非常な業務に当たつておられますので、それら手当も、たとい幾らかでもしなければならぬ。いわゆる本年度の予算におきまして少年院の教官十四名と、少年鑑別所技官が十名、といふふうな二十四名の予算要求をいたしておるわけでもございまして。かように方々の組織でも……

○高田なほ子君 それ、ふやしたので

○政府委員(大沢一郎君) 増員を要求いたしておるわけでございます。

○高田なほ子君 それ、大分の少年院ですか。

○政府委員(大沢一郎君) にはきまつておりません。全国的に少年院教官が十四名、技官が十名、これが通りますれば、各少年院の実情を見まして、定員配置をするわけでございます。

○高田なほ子君 全国でね。

○政府委員(大沢一郎君) はい。少年院の教官につきましては、三十四年度に三十名の増員をいたしまして、三十五年度二十五名、三十六年度十四名

というように、毎年少しずつではございますが、順次少年院教官の充実をはかりまして、勤務の改善をはかつていくわけでございます。それぞれ緊急を要する所の状況を調べて、報告しておるわけでございます。大分の少年院等につきましては、今回衆参両院で御協賛を受けました、この十四名の教官の配置につきまして、大分の少年院につきましては考慮いたしたい、かように存する次第でございます。さうな状態でございまして、少年係検事の数も少ないという点も、検察官全体から見まして、現状ではやむを得ない状態ではないか。しかし、これは検察官、少年係検事が、それだけ少年事件をやるわけではございませんので、検事は同一体として活動いたしますので、ある地方について少年事件がきわめて重要であれば、他の地方検察庁からも必要な応援もいたし得るわけでございます。特に福岡のように、昨年三井三池のあいり大争議がございまして、事件が多発する所には、他管内からも検事総長の命令で応援に出ているわけでございます。しかし平素いろいろな調査、研究、立案等に当たる検事は、一名しか各庁では配置できないような状況でございます。しかし、少年事件が一時に続発したとすれば、他の検事がそれに応援するといふような形で、何とかこれはやらなうておくれというわけにはいかないの、結局十分ではないながらも、その場を処理していくという状況が続いているわけでございます。この点につきましても、所管の局長を通じま

して、上司によく報告いたしまして、しかるべく方途を講じていただくように連絡いたすつもりでございます。なお、保護観察付きでない執行猶予の問題、この問題につきましては、これは裁判所の裁判で言い渡されることになりまして、われわれといたしましては、執行猶予のあと、保護観察に付しますと、その後の補導もできるよになります。また、そのケースをたどって本人の保護更生に力を加すことができるわけでございます。保護観察に付するかどうかは、裁判所の裁判にかかるとございまして、われわれといたしましては、保護観察が付いた方が、その保護更生には便利であらうと考えるわけでありますが、しかし裁判がいかなるお考えのもとに行なわれますか、ここでわれわれの批判の限りではございせん。この点は、われわれとしてはあつた方が保護観察所における観察によい、そうして保護更生にきわめて有効であるといふことしか申し上げられせん。この程度で御了承願いたいと思ひます。

○委員長(松村秀逸君) 別に御質問もないようでありますから、委員派遣の報告はこれをもって終了いたします。以上をもって本日の議事は終了いたしました。

○委員長(松村秀逸君) ただいま委員の御変更がございましたので、お知らせいたします。次回の委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。大体来週の水曜日を予定しております。これをもちて委員会を散会いたします。

以上概略でございますが……
○高田なほ子君 もうおしまいだけれども、どうも私やはり不満ですね。あなたのお子さん、六年間に六回も転校されて、それでけつこうなお子さんだと、お父さんがごりつばだからそれでよろしかったと思ひますけれども、それはお父さんの立場からのあなたのお話で、私は子供の立場からいって不満です。二年でぐるぐる動かしつゝ、それが妥当だといふことは、もつと子供の立場でものを考えていただきたい。局長は、私の家庭はよろしいとおっしゃったのは、それはけつこうだと思ひますけれども、私はお父さんが不満だと思ひます。これは私は教科書の固定というに反対です。教科書の問題から文教行政とも関連があると云われ

ておりますけれども、もう少し、これは二年なんと言わないで、もう少し考えてもいいでしょう。それは若い検事さんへこへ来て、一年間ぐらゐ地名を覚えての、何となく村と云うのを、それを公務にあつたときに間違つた地名なんというの、やはり常識にはずれてゐる。だからそういう点から二年の期間のぐるぐる回りの転任というものは、研究してもらいたい、もちろんこれは私が突つ込んで質問したからです。そんなことは御本人は決しておっしゃらない、あなたと同じようなことを言つておりました。しかし、私が子供の立場から突つ込んでいくと、だんだん本音が出てきました。どうかこれ

○委員長(松村秀逸君) 次回の委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。大体来週の水曜日を予定しております。これをもちて委員会を散会いたします。

○委員長(松村秀逸君) 次回の委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。大体来週の水曜日を予定しております。これをもちて委員会を散会いたします。

二月三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、鹿児島地方家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願(第二六八号)(第二七〇号)
一、岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願(第二八四号)
一、鹿児島地方家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願(第二八六号)

○委員長(松村秀逸君) 次回の委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。大体来週の水曜日を予定しております。これをもちて委員会を散会いたします。

○委員長(松村秀逸君) 次回の委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。大体来週の水曜日を予定しております。これをもちて委員会を散会いたします。

○委員長(松村秀逸君) 次回の委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。大体来週の水曜日を予定しております。これをもちて委員会を散会いたします。

第二六八号 昭和三十六年一月二十五日受理
鹿児島地方・家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願
請願者 鹿児島県川内市長 横山正元外一名
紹介議員 西郷吉之助君

第二六八号 昭和三十六年一月二十五日受理
鹿児島地方・家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願
請願者 鹿児島県川内市長 横山正元外一名
紹介議員 西郷吉之助君

第二六八号 昭和三十六年一月二十五日受理
鹿児島地方・家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願
請願者 鹿児島県川内市長 横山正元外一名
紹介議員 西郷吉之助君

第二六八号 昭和三十六年一月二十五日受理
鹿児島地方・家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願
請願者 鹿児島県川内市長 横山正元外一名
紹介議員 西郷吉之助君

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

第二八四号 昭和三十六年一月二十六日受理
岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願
請願者 岡山市南方岡山市南方小学校PTA内 西原礼之助外四名

紹介議員 近藤 鶴代君

本請願は、前国会にもこれを提出して遺憾ながら審査未了となつたのであるが、委員会審議の際の検察庁経理部長の説明はあまりにも一方的でこじつけであると言わざるを得ない。この庁舎建設は、(一)市民の福祉を無視した非常識なものであること、(二)都市計画本来の目的を無視した無謀なものであること、(三)文教への影響を無視してゐること等の理由により断じて容認できないものであるから、実地検証等により十分に審査せられたいとの請願。

第二八六号 昭和三十六年一月二十七日受理

鹿兒島地方・家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願

請願者 鹿兒島県川内市宮内町

東花木 重田休助

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「田名部簡易裁判所」を「むつ市」に改める。同表所在地の欄中「大湊田名部市」を「むつ市」に改める。

別表第五表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「福岡村」を「福岡町」に改め、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「矢場川村」を「豊村」、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「村上村」、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「八坂町 信太村」、同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「和合町」及び同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「真金町」を削り、同表武雄簡易裁判所の管轄区域の欄中「山内村」を「山内町」、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「外海村」を「外海町」、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「山西村」を「西原村」、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「天水村」を「天水町」に改め、同表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「河原村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉岳村」を「倉岳町」、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「上伊集院村」を「松元町」、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠利村」を「笠利町」、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「天城村」を「天城町」に、同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「磐梯村」を「磐梯町」に、同表喜多方簡易裁判所の管轄区域の欄中「北塩原村」を「北塩原町」に、同表田名部簡易裁判所の名称の欄中「田名部」を「むつ」に、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「大湊田名部市」を「むつ市」に、同表岩

見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「浦臼村」を「浦臼町」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十六年五月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

昭和三十六年二月十日印刷

昭和三十六年二月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局